

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市同志社山手四丁目における物損事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月16日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和5年10月19日に発生した京田辺市同志社山手四丁目における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

38,500円

2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和5年10月19日午後2時30分頃、京田辺市同志社山手四丁目の住宅において、家屋調査を実施した際に、市職員が誤って計測機器を落下させて階段踏板に傷をつけ、相手方に損害を与えたもの。